

経 済 民 生 常 任 委 員 会 記 録

令和7年1月29日(水) 午前10時04分～午前10時53分(9階907・908会議室)

○出席委員(9名)

委員長	根本 雅昭
副委員長	二階堂利枝
委員	七島 奈緒
委員	佐原 真紀
委員	白川 敏明
委員	後藤 善次
委員	村山 国子
委員	羽田 房男
委員	真田 広志

○欠席委員(なし)

○市長等部局出席者(なし)

○案 件

所管事務調査「持続可能な農業の振興に関する調査」

- 1 委員長報告のまとめについて
- 2 今後の調査内容について
- 3 参考人招致について

午前10時04分 開 議

(根本雅昭委員長) 改めまして、おはようございます。ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

持続可能な農業の振興に関する調査についてを議題といたします。

初めに、委員長報告のまとめについてを議題といたします。

前回の委員会でご指摘、ご意見いただきました部分を正副手元で修正しましたので、ご確認いただ

きたいと思います。説明しますけれども、資料1が見え消し版となって、資料2が修正反映版となっております。

まず、資料1で説明しますので、資料1をご覧くださいと思います。資料のご準備はよろしいでしょうか。資料1です。まず、1ページ目の4行目、農業を取り巻く情勢の変化の文言を追加しております。同時に前後の文章の兼ね合いで高齢化とのとを削除しております。

続いて、2ページ目の4行目、リンゴという表記は平仮名で統一しておりまして、7ページ目の3行目も同様で、あと7行目のイチゴも平仮名に統一しておりますので、ご確認いただければと思います。

また、似たような部分ですけれども、2ページ目の6行目、フルーツ王国福島は平仮名というふうにしております。

2ページ目の次の7行目、続いての部分、表記をしながら。

9行目、4,976戸へをにというふうにしております。

同じページ9から10行目、文章をつなげて、さらにを追加しております。

同じページ10行目、上昇しを上昇するなど。

続いて、次のページで3ページ目の6行目、文章をつなげております。

次の行、7行目を支援策としてを支援策を。

ページ替わりまして4ページの15行目、スムーズに就農できることにをスムーズな就農に。

20行目を長年の勘や経験を順番逆にしまして、長年の経験や勘に。経験を先に持ってきています。

ページ飛んで7ページ目11行目を、すみません、これ誤字ですけれども、ありあますをありますにしております。

16行目、地産地消はを先頭にしています。

次の行、17行目、削減されを削減されるためにしております。

18行目もありあますとなってしまうていたものをありますというふうに直しております。

次のページ、8ページ目の19、21行目、2つですけれども、気候変動対策を気候変動への対応。

同じ行、地球温暖化等からを地球温暖化等による。

次の行、22行目、先述したスマート農業による生産効率向上などによる燃油使用の削減のほかを削除しております。

23行目、環境負荷を低減するためを追加して、次の行、24行目を実施しておりますを実施しており、さらに、スマート農業の技術を活用しておりますに修正しております。

以上が修正点ですけれども、皆様からほかにご意見ございますか。少し黙読の時間が必要でしたらおっしゃっていただければと思います。

(後藤善次委員) 今修正してもらって、それを読み直してみると、ちょっと気になるところがあったのですけれども、3ページのこの修正してもらったところ、6行目のところから、新規就農者にはこ

ういうことをやっているのだけれども、この6行目の最後で営農の初期段階では、栽培に関する知識や技術が不足し、収益が上がらず挫折するケースがあることから、その支援策を令和3年度より実施していますという。この6行目の直してもらったところも、おりますがにしたほうが文章はいいのかと。取り組んでおりますけれども、初期段階でこういうことがあるので、支援策を実施していますという文章になったほうがいいのかなど。

（根本雅昭委員長）そうすると、その前の5行目のががあり、が、がになるので、上がセンパイ農家さんによるですかね。ちょっと3行目から読んでみると、本市では、新規就農者定着への課題解消に向け、就農して間もないフレッシュ農家さんの農業経営が安定できるよう農業全般について気軽に相談できる地域で営農中のセンパイ農家さんによる営農技術や経営などを指導する農業メンター事業に取り組んでおりますが、営農の初期段階では、栽培に関する知識や技術が不足し、収益が上がらずに挫折するケースがあることから、その支援策を令和3年度より実施しております。長いですね。

（村山国子委員）長いのだよね。切るといいのでない。

（根本雅昭委員長）3から8行目長いですね。

（後藤善次委員）どこかで1回丸で終わるとね。

（根本雅昭委員長）5行目の。

（後藤善次委員）逆に6行目でおりますか、やっぱり。

（根本雅昭委員長）おりますですかね。

（後藤善次委員）しかしとか。

（根本雅昭委員長）おります。しかし、ですね。

（村山国子委員）そのほうがすっきりします。

（根本雅昭委員長）そうすると、先ほどのセンパイ農家さんの部分がそのまま、6行目のおります。ももとのままで、しかし、点つけるかどうかちょっと文章のあれで検討させていただければと思いますが、ここしかし、営農の初期段階ではとつなげる。

（羽田房男委員）そうだね。長くなってしまう。

（後藤善次委員）どこか直すとどこかが。

（村山国子委員）合わなくなる。

（後藤善次委員）合わなくなってくるね。文章長いから。

（羽田房男委員）1つ直すと。丸をがにしたり、しかしとか。

（根本雅昭委員長）では、3ページ目の今の後藤委員からの部分それでよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

（根本雅昭委員長）ちょっと黙読の時間取りますか。

（羽田房男委員）そうだね。せっかくだからもう一回。

（根本雅昭委員長）では、一旦録音を止めていただいて、黙読の時間、各自5分ぐらいでまずよろし

いですか。

(羽田房男委員) 5分では読めないな。

(後藤善次委員) 5分で読むのは大変だ。

(根本雅昭委員長) では10分ぐらい取ります。

【資料黙読】

(根本雅昭委員長) それでは、ほかに修正案ございましたら。

(村山国子委員) さっきの話の3ページのところだったのですけれども、この新規就農者定着への課題というのが6行目の営農の初期段階では栽培に関する知識や技術が不足し、収益が上がらずに挫折するケースがある、これが課題なのですよ。同じこと言っているのだと思うのです。なので、メンター事業を令和3年度より取り組んでおりますでいいのではないのかなと思うのですけれども。あと6行目から削ってしまって。同じことを繰り返しているのしょうから。新規就農者定着への課題というのを下のところで説明しているのですよね。

(羽田房男委員) ちょっと気がつかなかったけれども、もう一回。6行目の。

(村山国子委員) 6行目の営農のところからその支援策まで削ってしまって、農業メンター事業を令和3年度より実施しております。

(羽田房男委員) そうすると、文章は指導する農業メンター事業に令和3年度より実施しておりますということになるの。営農のを削ってしまうの。

(村山国子委員) 結局は同じことを言っている。

(羽田房男委員) 6行目の営農の初期段階というのから削るのしょう。

(村山国子委員) 事業にのところからね。事業の後のにから支援策まで。

(後藤善次委員) 今の修正案について、この収益が上がらずに挫折するケースが若い方にあるということに対して支援策があるのだということは言わなければいけないのではないのかなという気がしたのですけれども。

(村山国子委員) そういう課題というのが新規就農者定着への課題、こことつながっているのですよね。だから、ここで同じことの繰り返しを言っているのですよね。かみ砕いてどこかに入れればいいのかと思うのですけれども。

(根本雅昭委員長) ただ前半の新規就農者定着への課題解消に向けて取り組んではいますが、ほかにもさらに栽培に関する知識や技術が不足し、収益が上がらずに挫折するケースが解消されていないものがあつたので、令和3年度からは実施しておりますという文章なのですが。

(羽田房男委員) いや、この文章でいいのでないの。

(村山国子委員) そうすると、その支援策についてちゃんと書かないと駄目だと思うのです。

(後藤善次委員) うん、そうだね。あっさりいき過ぎているからね。

(村山国子委員) こういう支援策をやっていますって言わないとおかしい。

（後藤善次委員）何を実施しているのかということだね。

（村山国子委員）そうそう。その支援策って何だってなってしまう。

（後藤善次委員）だから、解消に向けたフレッシュ農家さんの件を指しているのか。ここの支援策というのは少し肉づけが必要になってくるかもね。

（村山国子委員）もしこれを生かすのであれば。

（羽田房男委員）私たちは分かるけれども、全体的には分からないかな。しかしというのは足りない分がだからこうですよということ。

（村山国子委員）結局その支援策というのはこのメンター制度ということではないのですか。

（根本雅昭委員長）ああ、そうか。センパイ農家さん。一緒ということ。

（村山国子委員）そうなの。

（後藤善次委員）逆にこの挫折するケースを前に持っていったほうがいいのか。

（村山国子委員）そうなの。そこに新規就農者の課題としてそれを説明する文を持ってくるのだったらいいかもしれない。

（後藤善次委員）新規就農者の定着のための課題というのは、知識や技術が不足して挫折するケースがあるということを前に持っていく。

（根本雅昭委員長）そうですね。そうすると、本市では、新規就農者定着への課題として、営農の初期段階では栽培に関する知識や技術が不足し、収益が上がらずに挫折するケースがあります。

（後藤善次委員）などがあることからかな。

（村山国子委員）その課題解消に向けって、こういけばいいかもね。

（根本雅昭委員長）あることから、またはありますで切るか、ちょっと文章のつながりで。その後、就農して間もない、と続いて。

（後藤善次委員）そうしますか。そうすると、そのために支援策を実施していると。

（根本雅昭委員長）支援策として、令和3年度よりというのも、最後になり過ぎのような気がします。が、これもちょっと前に持ってきてというところですね。

（真田広志委員）メンター制度やっているけれども、挫折するケースがあるから、さらなる支援策やっているよ、そうとも取れる。

（根本雅昭委員長）では、ちょっとそこ営農の初期段階ではの課題の部分で3行目に持ってきて、あと文章正副で調整させていただきたいと思います。ありがとうございます。

（真田広志委員）8ページ目なのだけれども、下のほう、20行目、21行目辺りからちょっとごちゃごちゃになっているのだけれども、対応は急務でありの後、実施しておりって、同じようなのが2つ続くので、急務であることから、本市においてはってつないで、その次、実施しておりとなって、さらにその次に活用しておりますが続くので、一番最初に急務であることからにして、一番下の行の実施しておりを実施し、さらに。

(後藤善次委員) おりますにしまったほうがいいのではない。実施しておりますと。

(真田広志委員) おりますが今度また続いてしまうのです。実施し、さらにスマート農業の技術を活用しておりますという。

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。

確認します。8ページ目21行目の最後、急務でありを急務であることからして、24行目、実施しております実施しですね。よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(羽田房男委員) これは2ページなのですが、これで悪くはないのでしょうかけれども、3行目、農業産出額の6割を占めます。占めていますかなという。

(村山国子委員) 占めております。

(根本雅昭委員長) 占めておりますですか。

(羽田房男委員) 占めておりますか、占めます。一般的に委員長報告だと占めますという言葉は使うのかな。

(後藤善次委員) となりますとか。

(村山国子委員) なりますとか、おりますとか、そういうものだね。

(羽田房男委員) 占めております。占めています。おります。します。下の誇りますも、ますでいいのかな。占めます、誇りますというのがちょっとどうなのかなというふうに思いまして、あと21行目のところですけども、就農者が急増している傾向にあります。傾向があります。にかなというふうに思ったものですから、皆さんのご意見をいただければと思ったのです。

(根本雅昭委員長) まず、2ページ目の3行目、占めますを占めております。

(羽田房男委員) ではどうかなというふうに思うのです。委員長報告なので、一般的には占めますでいいのかもしれないけれども、委員長報告ですと占めておりますとかになるのかな。

(後藤善次委員) 占めておりますだろうね。

(根本雅昭委員長) 占めております。

(羽田房男委員) かなというふうに思ったのですが、皆さんのご意見で。

(村山国子委員) いいと思います。

(後藤善次委員) おりますだの、ありますだからね。

(村山国子委員) 大体ね。

(根本雅昭委員長) ちょっと先へ行って、2ページ目の21行目も傾向にあります。にですかね。

(羽田房男委員) どうなのでしょう、文章的に。皆さんよろしければなのですけども。

(後藤善次委員) にだね。

(村山国子委員) にですな。

(後藤善次委員) にのほうがいいよね。

(根本雅昭委員長) 戻って、そうすると5行目、誇ります。

(後藤善次委員) 誇っておりますか。

(根本雅昭委員長) そうすると、上のおります、おります、ありますが3つ続くのです。5行目どうしますか。

(羽田房男委員) 皆さんがよければ。

(後藤善次委員) さらにとはでも入れるか。

(根本雅昭委員長) 5行目の最初のところの、4行目の最後からの部分ですね。

(羽田房男委員) 例えばだったらば、おりますにして、果実の農業算出額のその内訳ではとかというふうに。その入れてしまうと、ちょっと意味になるほどなってなるかもしれないけれども、果実の農業算出額の頭に入れる言葉という、接続語というのは、頭にその内訳ではというふうになればけれども、これをひっくり返ってしまうので、意味がどうなのかなという。

(根本雅昭委員長) そこですよ。4行目の最後から5行目の誇っており、農業産出額からも分かるとおりで、ここはつなげてしまっても。

(白川敏明委員) それで、つなげる感じでいいのではないの。

(羽田房男委員) 誇り、でね。

(根本雅昭委員長) はい。5行目、誇り、ここつなげたほうが説得力増すかもしれないですね。

(羽田房男委員) いいね。

(根本雅昭委員長) では、3行目は占めております。5行目の最後から誇ります。誇っており、誇っておりますね。

(後藤善次委員) 誇っておりというのかな。

(白川敏明委員) 誇りでもいい。

(根本雅昭委員長) 誇りですね。小さいつはないほうがいい。誇り、ですね。あと、21行目はそのとおりで、3行目、5行目、21行目そのように。ありがとうございます。

(後藤善次委員) 誇りという言葉何か別な言葉に。

(真田広志委員) これ農業産出額から分かるとおりに必要なのかな。誇り、農業産出額からも果物は。分かるとおりが要らないのだ。農業産出額からも。

(後藤善次委員) フルーツ王国につなげてしまうかい。誇ります。6行目のフルーツ王国に、これがフルーツ王国ふくしまたるゆえんでありますとか。

(根本雅昭委員長) 5行目の前半から誇り、これがフルーツ王国ふくしまとつながると。

(後藤善次委員) などはいかがかなと。

(根本雅昭委員長) いかがですか。

(後藤善次委員) 初めの出だしだからね。説得力ある言い方で。

(根本雅昭委員長) 重要なというのはどこかにあってもいいような気はするのですけれども。誇り、

農業産出額からも果実は福島市において重要な農産物でありというのはいかがですか。

(村山国子委員) あり、ありになってしまう。この6割を占めるのところに持って行ってしまったらどうです。重要な農産物です。果実が6割を占めるなので、福島において重要な農産物をここにくっつけてしまったら。

(根本雅昭委員長) 3行目の6割を占め。

(村山国子委員) 福島市において重要な農産物であります。

(後藤善次委員) 果実はかな。果実は福島市において。

(根本雅昭委員長) このことから果実は福島市において重要な農産物であります。

(真田広志委員) 1位を誇るなど、果実は福島市において重要な農産物であり。農業産出額から分かれるとおりがちょっとくどいのだね。

(村山国子委員) くどいよね。上に書いてあるのだから。

(真田広志委員) これだけ必要ない。その前に皆さんの意見がこうあったから、ちょっと。

(後藤善次委員) でも、誇るをとりとか。1位となり、1位となることから。

(真田広志委員) 全国1位であるなど。

(根本雅昭委員長) では、ちょっとこの部分正副手元でご意見をまとめて、最初の重要な部分でありますので。

(真田広志委員) 今物すごくいっぱい案がいろいろ出たから、これを正副委員長に整えてもらったほうがいいです。

(根本雅昭委員長) 最初の出だしの重要な部分でもございますので、ちょっと今のご意見を踏まえ正副で調整させていただいて、また改めて案をお示ししたいと思いますので、そこでまた何かあれば、決定せずに、ちょっとまた見ていただければと思います。

(羽田房男委員) 3行目の果実の前に重要なというふうに入れても意味は通じるか、重要な果実の農業産出額の内訳ではって、頭に重要なもので、6割占めているので、重要な果実の産出額がこうだよという、それ入れても、そうすると下のところは削ってもいいのかなという。ちょっと意見としてだけ申し上げておきます。

(根本雅昭委員長) 調整してみます。ありがとうございます。

(後藤善次委員) 何を先に持ってくるかだな。

(村山国子委員) そうだね。一番重要なところ、強調したいところ。

(真田広志委員) 2案ぐらい作ってきてもいい。

(根本雅昭委員長) そうですね。分かりました。

では、さらにございますか。

(後藤善次委員) 文章が複雑だから、その箇所だけ読むとちょっとつじつまが合わないような気になってしまうのだね。

(羽田房男委員) 修正して読むと、また前のほうがよかったのではないのなんてなってしまうたりするの嫌だねと思うけれども。

(後藤善次委員) ちょっとじっくりとね。

(根本雅昭委員長) では、先ほど10分で読んだところで気になるところなければ、おおむねまたこのような形で、あと修正案をまたお示しして、ご意見いただければと思いますので、ではほかになければ。

(羽田房男委員) 大変でもよろしくお願いします。

(根本雅昭委員長) まとめますと、3ページ目のセンパイ農家さんの部分、こちらの修正と、あと8ページ目の4点目の気候変動の修正部分ですね、こちらと今お話ありました3ページ目の上のところの、その点について。最後2ページ目ですね。今の部分のところ。2ページ、3ページと8ページ、この部分について修正しまして、再度お示ししたいと思います。

それでは、そのように修正したいと思います。一部修正案をお示しして、またご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、そのようでよろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。

次に、今後の調査内容についてを議題といたします。

前回の委員会で委員長報告と条例改正を6月に行うことを決定いたしました。そこで、スケジュールの協議でございますけれども、今後のスケジュールを正副手元で作成いたしましたので、まず資料3をご確認いただければと思います。資料3です。説明いたします。今後、現条例、現行法の委員による協議、そして他自治体の例規による検討、参考人招致の実施、これは東北農政局さんについて法改正、JAさんについて条例改正への提案等を予定しております。また、改正条例案の検討、当局説明、また可能であれば学習会などもスケジュールの都合で入れれば入れていきたいと思います。また、パブリックコメントを実施してまいります。これら予定しておりますけれども、以上お示したものの、正副委員長案となりますが、ご意見ございましたらお願いいたします。

(羽田房男委員) そのように。

(根本雅昭委員長) よろしいですか。

(羽田房男委員) はい、正副で。

(根本雅昭委員長) スケジュールいろいろと入っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、そのように進めさせていただければと思います。

次に、現条例、現行法の内容の協議に移りたいと思います。

現条例については、資料の4をご覧ください。資料の4よろしいでしょうか。簡単に構成ご説明したいと思いますけれども、まず前文がございまして、第1条に目的、第2条に基本理

念、第3条に市の責務、第4条に農業者及び農業団体の努力、第5条に市民の役割、第6条に農業及び農村の振興の基本方針、第7条からは主要施策となっております。農業の担い手確保などですね。第8条に農業経営の安定等、第9条、優良農地の確保、第10条、優良品種の検討、第11条に地域の特性を生かした農業の推進、第12条、産地銘柄の確立及び農業関連産業との連携強化、第13条、環境と調和した農業の推進、第14条、都市と農村との交流の推進、第15条、中山間地域等の総合的な振興、第16条、多面的機能の発揮に関する市民理解の促進、第17条、農業団体との連携強化、第18条、基本計画の策定、第19条、年次報告、第20条、財政上の措置、第21条に啓発という構成になっております。

現行法については、資料の5に条文、資料の6に新旧対照表、資料の7に改正の概要を入れてあります。資料の7についてちょっとご覧いただきたいと思いますけれども、背景として、地球温暖化の進行、人口減少、農業をめぐる諸情勢の変化に対応して、農業の持続的な発展のための生産性の向上などを図るための基本理念を見直して、基本的施策を定めております。特に人口減少、農業をめぐる諸情勢の変化、そして持続的なという部分など、当委員会の所管事務調査、現在行っているこの調査にも非常につながる部分が多い法改正でございました。

概要は幾つかありますけれども、食料安全保障の確保などありますが、条例に関連する部分は後半の2つ、農業の持続的な発展、農村の振興の部分、この部分が関連のある部分になりますので、この部分を主に見ていきたいと思っております。

皆様から何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) 今後理解をより深めてまいりたいと考えておりますので、取りあえずここまでよろしいですか。

それでは、現在の福島市の農業・農村振興条例について、条例制定の経過など書記から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

(書記) 福島市農業・農村振興条例の制定の経過についてご説明いたします。

こちら平成13年制定の本条例につきましては、本市初の議員提出議案による条例制定でありました。事前の検討経過についてお調べしてまいりましたが、当時提出議員により調製がなされたことから、事務局に資料等はなかったということでございます。

作成にあたりましては、提出議員により他市議会の条例も参考に福島市の実情に沿って作成した模様でございます。短期間で定例会中の議案上程となったことから、委員会、議員の皆様方の議連等での議案の検討などは行っていないということでございます。

当時の会派構成の中で、提案者については定数40名のうち36名が提出者となりました。採決結果につきましては賛成多数で、個別の賛否動向は不明でございます。提案者の説明につきましては桜田栄一議員、賛成討論を渡辺敏彦議員、反対討論を丹治仁志議員が行ったところでございます。

経過につきましては以上でございます。

(根本雅昭委員長) 次に、参考人招致についてを議題といたします。

先ほどご協議いただきましたが、あらかじめ正副委員長手元で資料の８、９となりますが、参考人招致実施要領案を作成いたしましたので、ご覧いただければと思います。まず、資料８の参考人招致でございますけれども、日時が令和７年２月２５日火曜日の午前９時３０分からを予定しております。場所は、市役所複合棟５階、常任委員会室３となります。

目的は持続可能な農業の振興に関する調査に資するため、出席依頼者は東北農政局の企画調整室長、児玉史章様を予定しております。聴取内容は、食料・農業・農村基本法について、食料・農業・農村基本法改正について、食料・農業・農村基本法改正による影響についてなどのお話をお伺いしたいと考えております。

当日の進め方ですけれども、参考人の意見開陳が３０分、質疑を３０分程度行いまして、その後、委員のみで意見開陳を行いたいと考えております。

その他については記載のとおりとなります。

続いて、資料９をご覧ください。こちらは参考人招致の２回目でございますけれども、日時が令和７年２月２７日木曜日の午前１０時から予定しております。場所は、市役所複合棟５階の常任委員会室３、先ほどと同じです。

目的は持続可能な農業の振興に関する調査に資するため、出席依頼者はＪＡふくしま未来代表理事専務の佐久間英明様を予定しております。聴取内容は、持続可能な農業への取組状況について、食料・農業・農村基本法改正による影響について、福島市農業・農村振興条例改正への提案事項についてなどのお話をお伺いしたいと考えております。

当日の進め方ですけれども、参考人の意見開陳が３０分、質疑を３０分程度行いまして、その後、委員のみで意見開陳を行いたいと考えています。

その他については記載のとおりとなります。

説明は以上となりますが、このような内容で参考人招致を進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。異議なしということで、それではそのように進めさせていただきます。

では、皆様からほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) それでは、なければ、以上で経済民生常任委員会を終了いたします。

午前１０時５３分 散 会

經濟民生常任委員長

根 本 雅 昭